

京都華頂大学・華頂短期大学 公的研究費内部監査規程

(趣旨)

第1条 京都華頂大学・華頂短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の内部監査（以下「監査」という。）については、京都華頂大学・華頂短期大学公的研究費取扱規程（以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより実施する。

(内部監査部門)

第2条 内部監査部門は取扱規程に定める最高管理責任者の直轄的な組織とし、次に掲げる者により構成する。

- (1) コンプライアンス推進責任者
- (2) 総務部学長室及び総務課に所属する者
- (3) その他学長が必要と認める者

(監査区分)

第3条 監査を次の各号のとおり区分する。

- (1) 科学研究費の通常監査（以下「科研費通常監査」という。）
- (2) 科学研究費の特別監査（以下「科研費特別監査」という。）
- (3) 科学研究費を除く公的研究費の監査（以下「公的研究費監査」という。）

(監査計画の立案)

第4条 内部監査部門は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に示されているリスクを踏まえ、本学の実態に即した不正発生要因を分析のうえ、監査計画を立案する。

(監査対象等)

第5条 監査は、年1回以上実施することとし、次の各号に定める方法により実施する。

- (1) 科研費通常監査は、本学において科学研究費の交付を受けている研究課題数の概ね50パーセント以上を対象として、リスクアプローチの手法により、各種申請書や帳簿類の確認、研究者等へのヒアリングを実施する。
- (2) 科研費特別監査は、科研費通常監査の対象となった研究課題のうち概ね50パーセント以上を対象として、リスクアプローチの手法により、実際の購入物品の納品状況及び使用状況、出張記録や研究補助者等の勤務実態など、事実関係の厳密な確認や研究者等へのヒアリングを実施する。
- (3) 公的研究費監査は、科学研究費を除く公的研究費を対象に前2号に準じて実施する。

(研究者等の義務)

第6条 公的研究費の交付を受けた研究者並びに公的研究費の管理に関わる事務部門の関係者は、内部監査部門の要請に応じて、帳票及び諸資料の提出並びに事実の説明等を行い、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(内部監査部門の義務)

第7条 内部監査部門において監査にあたる者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務上知り得た事項は、監査の実施及び報告並びに不正行為の未然防止、再発防止の目的以外にしてはならないこと。
- (2) 監査は事実に基づいて行い、常に必要な技術、知識の習得に努め、信頼性の高い、公正な監査を実施すること。

(結果報告)

第8条 内部監査部門は、監査結果を最高管理責任者に報告するとともに、必要に応じて公認会計士による追加監査の実施を要請することができる。

2. 内部監査部門は各年度の監査結果を取りまとめ、コンプライアンス教育の一環として学内で周知を図るなど、不正行為の未然防止・再発防止を徹底するために活用する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、部長会の議を経て京都華頂大学・華頂短期大学学長がこれを決定する。

附則

この規程は、平成28年2月17日から施行し、平成27年度の公的研究費から適用する。